

# 狛江市 ごみ半減新聞

K O M A E

Vol.49 平成26年2月

発行 狛江市建設環境部清掃課  
〒201-0004 狛江市岩戸北1-1-11  
狛江市ビン・缶リサイクルセンター内  
☎ 03-3488-5300(直通)

## 使用済小型家電の 実験回収を行います！

無料

### 第3回イベント実験回収

第3回使用済小型家電の実験回収(無料)を実施します。ご家庭で使用していった家電製品(一部回収できないものがあります。)を回収しますが、特に対象品目表の15品目については排出数量を調査していきます。なお、これら15品目を出される際は、「使用済小型電子機器等の引渡しに関する同意書」に署名が必要となります。また、使用済小型家電の回収の際には、アンケートを配布しますので調査にご協力を願います。

●実施日時 平成26年3月16日(日)午前10時から午後2時まで

●実施場所 「市役所前市民ひろば」にて受付

●回収できるもの 家庭で使用していた家電製品

- ・ご自身で、受付窓口までお持ちください。
- ・携帯電話等の個人情報は必ず消去してお持ちください。
- ・乾電池や蛍光管は、取り外して有害ごみとして通常の収集日にお出しください。
- ・燃料などの発火物は、必ず抜き取ったうえでお持ちください。
- ・車や自転車での来場は混雑が予想されます。周辺道路等への違法駐車・迷惑駐輪はおやめください。

※ただし、対象品目表(15品目)を出される際は、「使用済小型電子機器等の引渡しに関する同意書」に署名が必要となります。

●回収できないもの

- ・家電リサイクル法対象商品(テレビ・エアコン・冷蔵庫・冷凍庫・洗濯機・衣類乾燥機)
- ・主に繊維製の家電製品(電気カーペット・電気毛布など)
- ・主に木製の家電製品(コタツ・木製枠のスピーカーなど)
- ・事業で使用していた家電製品

※詳しくは清掃課にお問い合わせください。

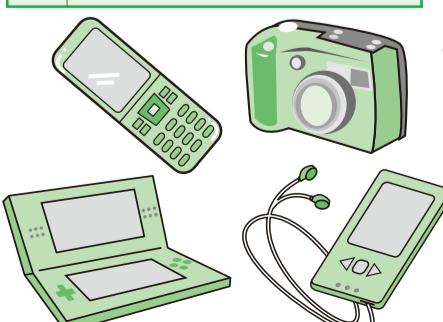
●対象者 市民でアンケート調査に協力いただけた方

平成25年4月1日から、「使用済小型電子機器等の再資源化の促進に関する法律(小型家電リサイクル法)」が施行され、使用済小型家電に含まれる鉄・アルミ・銅・貴金属・レアメタルなど有用な金属の再資源化に向けた新しい制度がスタートしています。市では、平成25年の6月と11月に使用済小型家電の実験回収を行いました。今回も引き続き、どのような品目が排出されているか調査するため、第3回使用済小型家電の実験回収を行います。

### 窓口での実験回収

こまえ都市鉱山発掘中!!

対象品目表(15品目)	
1	携帯電話(PHS端末含む)
2	タブレット型情報通信端末
3	パソコン(ノート型)
4	デジタルカメラ
5	ビデオカメラ (ポータブルビデオカメラ)
6	ゲーム機(携帯型・据置型)
7	デジタル等携帯音楽プレーヤー (CD・MDプレーヤー含む)
8	携帯型映像用機器 (ポータブルDVDプレーヤー含む)
9	電子辞書
10	携帯型ラジオ
11	ポータブルカーナビ
12	ETCユニット
13	ICレコーダー
14	電卓
15	補助記憶装置 (USBメモリ・メモリーカードなど)



●実施時間 平日 午前8時30分から午後5時まで(土・日曜・祝日は除く)  
●実施場所 狛江市ビン・缶リサイクルセンター内 清掃課

●回収できるもの 対象品目(15品目)のうち、縦15センチ、横30センチの投入口に入るもの。

※ただし、回収の際は、「使用済小型電子機器等の引渡しに関する同意書」に署名が必要となります。

●回収できないもの 付属品等(リモコン・ACアダプタ・ケーブル・充電器など)

●福祉作業所における分解・分別作業実証実験

対象品目(15品目)のうち、携帯電話について市内2か所の福祉作業所と連携して分解・分別作業の実証実験を実施しています。福祉作業所では、手作業で分解し、基板、鉄、ステンレス、プラスチックなどに分別した後、リサイクル事業者に引き渡し再資源化します。

携帯電話の回収に  
ご協力お願いします



－分解の様子－